長史一員 梁炫 人伴十名

使者三員 王金 馬加泥 馬南比 人伴九名

通事一員 蔡朝用 人伴二名

副通事一員 蔡即俊 人伴二名

管船火長・直庫二名 紅塗紅文綵 越度佳美

梢水共に一百二十一名

嘉靖三十九年(一五六〇)十月二十九日

右の執照は通事蔡朝用等に付し、此れに准ぜしむ

する事の為にす天使を迎接

注*郭汝霖『使琉球録』によると、冊封使吏科左給事中郭汝霖・行人 開洋し、閏五月九日に琉球に到着した。 司行人李際春は、この迎接を受けて四十年五月二十八日に梅花を

(1) 蔡朝俊 一五三二―八一年。屋良通事。久米村蔡氏(儀間家) 七世。通事として明へ四回渡航した(『家譜(二)』二五六頁)。

2 紅文綵 生没年不詳。久米村紅氏(和宇慶家)五世。 二〇二頁)。 して明へ三回、通事として暹羅へ一回渡航した(『家譜 (二)』 火長と

> 1-30-25 世子尚元の、 赴京の官員の接回のため使者馬寧久等を遣わす

執照(一五六一、一、二六)

蔡廷会・使者馬良詮・都通事梁灼併びに人伴安丹也等、 京に赴けば、船無くして以て回国し難し。 発し先に回国せしむるを蒙る。今照らすに、原差わせる正議大夫 載せ、進貢し謝恩せしむるに、福建布政使司の、 議大夫蔡廷会等を差わし、本国の小船二隻に坐駕して共に礼儀を 本国は嘉靖三十八年(一五五九)に貢期に適当すれば、 琉球国中山王世子尚元、 朝京の官員を接回する事の為にす。 例に照らして摘 表を齎し 特に正

宇字十四号半印勘合執照を給付し、夷梢を率領して本国の小船 実に遇わば、即便に放行し、留難して因って遅悞して便ならざる 隻に坐駕し、福建等の地方に前去して正議大夫蔡廷会等を接回 を得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。 回国せしむ。如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の験 此の為に今、特に使者・通事等の官の馬寧久・鄭禄等を遣わし、

今開ます

使者二員

馬寧久

馬佳尼

人伴四名

通事一員 鄭禄 人伴二名

管船火長・直庫二名 梢水共に一百人 林葉 彭加尔

嘉靖四十年(一五六一)正月二十六日

右の執照は通事鄭禄等に付し、此れに准ぜしむ

等の事の為にす朝京の官を接回す

1-30-26 国王尚元の、 海

30 国王尚元の、進貢謝恩のため王舅源徳等を遣わす執照

(一五六一、九、一三)

琉球国中山王尚元、進貢、謝恩等の事の為にす。

今、特に王舅源徳を遣わし、長史蔡朝器等と同に、表文一通を

腰刀二把・銀靶鞘腰刀二把・紅漆螺鈿鞘鍍金銅結束衮刀二十把・齎捧せしむ。海船一隻に坐駕して馬六匹・生硫黄一万斤・金靶鞘

把·紅漆鞘鍍金銅結束腰刀二十把·紅漆鞘鍍金銅結束腰刀四十把·紅漆鞘鍍金銅結束衮刀一十把·紅漆螺鈿鞘鍍金銅結束腰刀二十

画屛風一対・両面泥金扇二百把・泥金水墨画扇二百把・貼片金水手套一付・線穿鉄護腿一付・貼金鉄護臁一付・頭盔一頂・金箔彩黒漆鞘銅結束腰刀八十把・鍍金銅結束線穿鉄甲一領・鍍金銅線穿

百六十斤・蘇木二千斤・番錫五百斤を装載し、京に赴き進貢し謝墨画扇一百五十把・貼金穿馬鉄甲二付・貼金馬鉄面二個・象牙二

所拠りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の。

盤阻して便ならざるを恐る。王府、

除外に今、宇字一十六号半印

所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。に放行し、留難して因って遅悞して便ならざるを得しむる毋れ。経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の験実に遇わば、即便

勘合執照を給して通事鄭祐等に付し、

収執して前去せしむ。

如し

今開す 赴京の

王舅一員 源徳 人伴一十名

長史一員 蔡朝器 人伴一十名

使者一員 馬嘉寧 人伴五名

都通事一員 沈文 人伴四名

存留在船使者二員 兪良金 呉蒙達 人伴二名

存留在船通事一員 鄭祐 人伴二名

管船火長・直庫二名 林華 毛詩

梢水共に一百二十一名

嘉靖四十年(一五六一)九月十三日

右の執照は通事鄭祐等に付し、

此れに准ぜし

事の為にす 執照進貢謝恩等の 執照

る。対応する符文〔二五-三三〕参照。 注(1)紅漆鞘鍍金銅結束腰刀二十把 次に同品目があり、衍文で*

- (2) 四名 〔二五-三三〕では三名とある。
- (3) 二名 〔二五-三三〕では四名とある。